

『最後の一句』論攷

山崎一穎

(一) 成立事情

山本権兵衛首相は大正二年(一九一三年)二月二十二日、大正天皇の即位大典のため大礼使官制を公布した。そして、「即位の礼は大正三年十一月十日、大嘗祭は同年四月十三日と発表」した。大正三年(一九一四年)四月十一日、昭憲皇太后が亡くなったため式典は一年延期された。諒闇明けの大正四年(一九一五年)大隈重信首相は「四月十五日総裁参内、御大礼御期日を奉上市し、御下間に奉答し、翌十六日御裁可あり、(中略)即位の礼は十一月十日、大嘗祭は同十四日と発表」した。

鷗外は大正四年十一月十日の即位式、十四日の大嘗祭に参列し、その式典の全容を『盛儀私記』と題して発表した。鷗外の動静を日記、書簡等から捉えておく。

大正四年三月二十三日(火)。雨。

内閣書記官長江木翼を総理大臣官第に訪ひて、亀井茲監卿に贈位せられむことを請ひ、おどろが中一巻を贈る。申請書は既に内務省より内閣に達しあり。^(注3)

五月三日(月)。晴。

主上岡大臣をして勅命を伝へしめ給ふ。詩を献ぜよとなり。

五月五日(水)。半晴。白雲。

応制の詩草成る。香川小次郎をして一閱せしめ、横川徳郎(善通寺)に寄示して正を請ふ。

五月六日(木)。晴。

再び横川に書を遣りて詩の事を言ふ。

五月八日(土)。半陰。白雲。

大礼時衛生の意見書を片山芳林に送る。

五月十四日(金)。晴。

蠣崎の刻印成る。温恭堂へ筆を買ひに往く。二人の友を書き畢

りて北原隆吉に送寄す。応制の詩を書す。

欲頌休明德。

深羞藻思虚。

陽熙加卉木。

風化及禽魚。

日麗宮花苑。

春催官柳舒。

聖恩酬未得。

奈此髣毛疎。(訓点、山崎)

五月十五日(土)。晴。

応制の詩を書して献じまつる。

五月十八日(火)。晴。

片山侍医頭に祭典等の時の傷病者数の事を調べて申し遣す。

六月三日(木)。晴。

文部大臣官第に大嘗会頌歌の会ありて往く。

六月二十八日(月)。晴。

大嘗会の歌を選びて加藤弘之に送付す。

七月一日(木)。晴。曇。

午時修文館に往く。大嘗会の歌の事を議するなり。

七月二日(金)。晴。

井上通泰を訪ひて大嘗会の歌の事を語る。

七月五日(月)。陰。

午後大嘗会唱歌会議あり。

七月七日(水)。雨。

魚玄機を押し畢る。

七月十一日(日)。晴。

文部省の会議に列す。奉祝歌決定せらる。

七月二十五日(日)。晴。

余興を押しして北原白秋に寄す。

八月十日(火)。陰。朝雨。

ぢいさんばあさんを押し畢る。

九月十六日(木)。晴。涼。

婦女通信子が引退の報を伝ふ。東京諸新聞の記者悉く来訪す。

中に神近市子あり。前に泊夫藍の同人たりしに、今東京日日新聞の記者たりと云ふ。

九月十七日(金)。「読売新聞」掲載の記事の抜書

勇退の噂ある鷗外博士

——後進に途を開て海辺の隠遁生活——

今秋の御大典を機として現職を勇退し悠々閑地に就いて専ら

文芸の人たらんといふ噂がある、(中略)この噂についてゆ

つたりと語る「イヤ全く寝耳に水だ、まだそんな事を口にし

たことはありません」(注4)

九月十七日(金)。「時事新報」掲載の記事の抜書

●鷗外氏は廃めぬ「無論虚説だよ」君と呵々大笑して語る(注5)

最後の一句を草し畢る。

九月十七日(金)。晴。涼。

最後の一句を草し畢る。

九月二十日(月)。微雨。

最後の一句を瀧田哲太郎にわたす。

九月二十日(月)。名古屋師団司令部 大西亀次郎宛書簡

拝誦新聞記事ハ婦女通信トカ申モノノ所為ニ有之候就中爵云々

ハ功績ナキ小生ニハ有間敷事ト存候乍去何時ニテモ袂ヲ払テ去ルコトハオ互ニ覚悟シアルベキ時期ト奉存候

十月一日(金)。陰。

〔欄外〕 紅葉一枝 朝雨 大嘗祭

十一月三日(水)。晴。稍晴。

大嘗祭の詩を日々新聞に授く。

大嘗祭

帝座高懸旧鳳城。壇前設燎薦新杭。

蒸成祥霧擬恩露。杭氣燎烟描太平。(訓点・山崎)

十一月八日(月)。雨。

東京駅を発して京都に往く。

十一月十日(水)。晴。

即位式に列す。

十一月十四日(日)。晴。

大嘗祭に列す。

十一月十八日(木)。晴。

京都を発して東京に還る。

十一月十九日(金)。晴。

家に在り。盛儀私記を草し畢る。

十一月二十二日(月)。晴。

次官大嶋健一に引退の事を言ふ。

十一月二十三日(火)。晴。

賀古鶴所に大嶋に辞意を告げしことを言ひ遣る。

十一月二十三日(火)。賀古鶴所宛書簡

小生引退之志望昨日大島君ニ委曲申談置候大臣帰東ノ上ニテ早速取扱クレ候事ト奉存候此段御内報申上候

鷗外の歴史小説『最後の一句』は、大正四年(一九一五年)十月発行の『中央公論』(第三十年第十一号)に掲載された。この年の四月以降の鷗外の関心事は大正天皇の即位式、大嘗祭にあった。鷗外の架蔵本として、山田孝雄^(注6)『御即位大嘗祭』(注7)があり、手沢本として三浦周行『大礼十講』、東儀鉄笛『大典歌舞談』^(注8)がある。鷗外は大田南畝の『一話一言』を材原として、八月十日『ぢいさんばあさん』を書き上げた。恐らくこの時、『一話一言』所収の「明曆三年大坂堀江橋近辺かつらや太郎兵衛事」の一話に感興をそそられたに違いない。娘が自分の命と引き替えに父の助命を願う行為(釈知と捨身)が、大嘗祭の特效によって貫徹するという運命の奇しきさに作品化の意志が動いたのではないか。鷗外にはすでに『マアテルリンクの脚本』(明治35・6)で、知恵と運命との関係についてふれており、『山椒大夫』(大正4・1)もその精神を基底に秘めている。

このようなモチーフを持って執筆に着手し、完成ま近になって、九月十六日突然鷗外引退の報が新聞紙上に報道された。鷗外は明治十四年(一八八一年)以来、三十余年軍医として勤め、明治四十年(一九〇八年)十一月、第八代陸軍省医務局長に就任、爾来十年余その職にあり、勇退の時期については当然考えていたに違いない。

一つの推測だが鷗外は自己の生の節目を大正天皇の即位式と定め、式後職を辞することを考えていたと思われる。

それが事前に新聞に素破抜れたということは、鷗外の医務局長の在任期間が長くなっており、陸軍省内の上層部の懸案事項であった進級令改正問題にかねがね反対であった鷗外(注10)に辞めてもらいたい人々が噂を流したとも言える。後任に鶴田禎次郎を考えていた鷗外(注11)であっても、自己の与り知らぬ所で暗々裡に後任人事が取り沙汰され、あるいは進められていたかも知れぬ疑念を拭い去ることはできない。

「何時ニテモ袂ヲ払テ去ルコトハオ互ニ覚悟シアルベキ時期」という心持ちであっても、新聞記者に対して、現職にある者が軽々に自己の進退を語る筈はない。例えその事が決定していたとしても、退職辞令がでないうちに局長の地位にあるものが退職を表明することはありません。それが官吏たる者の常識である。ましてや、引退について不平不満を表明するほど愚かではない。さらに言えば、上司に進退伺や辞表を提出していかない段階で（例え提出していたとしても）、辞職に関して否定的発言をするのは当然である。〈新聞〉の性格上、「寝耳に水」という公式的、形式的発言に終始するのも当然である。

しかし、職を退く覚悟をしていた心と、己れの関知せざる所で引退の噂や後任の人事が取沙汰されることは別である。それにある種の不快感や疎外感を持ったろうと推測する。しかも、一旦どうあれ新聞に噂であっても公表されてしまうと、その記事が一人歩きを

始める。その事によって辞任が早まることもあるうし、その意志がなくても退かなければならなくなるのも組織の常である。

このような状況下で『最後の一句』は執筆されたことを確認しておきたい。叙智と運命とのベクトルに、辞任の噂さのベクトルが相乗した時、作品の内実に微妙な影響を与えることになったと言える。この点については後にふれる。

(二) 鷗外参看の原史料

『最後の一句』執筆にあたって、鷗外が参看した史料は三種ある。この内二種は「鷗外蔵書」印のある架蔵本である。もう一種は参看の可能性が高いと推測される。

[A] 根岸肥前守鎮衛『耳囊』所収の「孝子其志るしを頭す事ニヶ條」。

『耳囊』は現在東京大学の鷗外文庫に所蔵されていない。しかし、鷗外は『四大奇書第一種』（二五冊）を架蔵している。これは中国の四大奇書の一つ『三国志演義』である。それ故、当然日本の四大奇書の一つ『耳囊』の名は知っていたはずである。写本、版本で伝わり、活字本として『四大集古隨筆』（明治三十二年十二月二十一日、魁真楼発行）に収録されている。本論考ではこの活字本を使用する。

[B] 『近古温知叢書』（全十二冊）第十編（明治二十四年十月十三日、博文館発行）所収の松崎堯臣『窓の須佐美追加』巻之下

これは鷗外架蔵本である。

〔C〕 大田南畝纂著 大田堅／島崎栄貞同校『一話一言』（全五十冊、四十八卷本、明治十五年十二月／十六年九月、集成館蔵版）

巻十所収の「明暦三年大坂堀江橋近辺かつらや太郎兵衛事」これも鵜外架蔵本である。なお、「明暦」は「元文」の誤りである。次に〔A〕〔B〕〔C〕の原史料の全文を記す。

〔A〕 根岸肥前守鎮衛『耳囊』巻之上

孝子其志るしを顕す事

享保の頃廻船の荷物を内々にて売渡し其外罪ありて大坂町奉行にて吟味の上其科極り晒の上死罪にも申付候積りの治定なりしに右の子供三人あり惣領へ娘にて十三四夫より九ツ七ツ許の小児共日々牢屋門前にいたり親助命の事歎き悲しみ叱り追退などすれども曾て聞入らず命を惜ず昼夜寢食を忘れて歎きけれへ其訳奉行へ申上江戸表へ伺に遣候て御仕置を延し御城代より伺の上死刑を御赦し追放被仰付候誠に孝心の天に通すといへるも偽りならぬ事也予評定所留役を勤る頃の御赦願の事に付書留有不しを取調見て余り哀成事なれハ此事も別に書きて留めぬ

〔B〕 松崎堯臣『窓の須佐美追加』巻之下

○元文三年の冬、浪花の舟士勝浦屋太郎兵衛と云者、米船を盗とりさま／＼の謀計あらはれて、三日か間さらして、死刑に処せらるへきとて、十一月廿八日よりさらされける、かの子長太郎十二歳、むすめ市十五歳、まき同年、翌二十三日夜もあけさるうちより、町

佐々美彦
守成念大
坂町奉行

両奉行一
人ハ佐々
一人ハ稻
種信路守
ナリ

奉行佐々氏まかり、父の代に我々ともを刑せられ、父を免し給れと、自筆の上書して又なく願ける、また幼少なる故、願の書もしとけなく、殊に長太郎は養子に候間、我等を失て給れと二女の書上たるに長太郎は某をも代りにとりて給れと書出ける、両奉行立あひて、此事を尋きかれ、若し人のすゝめけるにやと、其所の者ともを呼て、此事を知らるにやと糺明有けれと、誰も曾てしらす、母は此事をしきりに制しぬれと、隠して三人出けるよし申、三児の思ひ入たるけしき、此事かなはずは、火にも水にも入ぬへく見て、ふし沈み歎候有さま、上下皆見るに不忍して、先ざらしおける者をやめて、かさねて沙汰すへきとて、やう／＼にかへされけり、さて其旨江戸に達し、御指図有て、かの明のとし刑人は死罪をゆるして追放有けり、三児の至誠人を動しぬること、誠にまれなるためしにこそ、

〔C〕 大田南畝『一話一言』巻十

○明暦三年大坂堀江橋近辺かつらや太郎兵衛事

①元文三年大坂堀江橋近辺にかつらや太郎兵衛といふ者あり大船をもつて船長水主を養ひて北国通路させて是を渡世とす船に乗りものを沖船頭と云り家に居て懸引するものを居船頭と云太郎兵衛ハ此居船頭なり沖船頭ハ新七といふものなり然るに去ル辰の年にや新七に申付羽国秋田へゆく人の方より米を多く積て運賃をと

り大坂へ登るとき海上にて風荒くして船も損じけれども漸に助命して大坂へ帰るに新七ハ今幸ひに米も多くいまだ残り有躰にせバ米主へつくのひ可申所詮残らず破船の分にせんと残米を潜に売はらひ金子にして船をバ水船にして大坂へ帰り太郎兵衛にひそかに申やう此度海上にて難風の次第津々浦々迄も存じたる事なればかやうに計らひたりとて右の金子を出し渡しければ太郎兵衛はハ邪なる事とハ思ひながら当然の金子に心ひかれて必々人にもらず事なかれと深くかくし扱人を遣し彼水船をも売払ひ其浦の法にまかせて事済けり然るに前の米主後に怪しと思ふ事有て津々浦々を尋ねとひ此旨を聞出しければ則大坂の奉行所へ訴へ出たりさらバ太郎兵衛が船頭新七を召ける所に此もの此事を聞よりも行方なく逃失ける依之船主太郎兵衛を召れ新七尋の内牢舎に被仰付妻子をバ町内へ預られ斯て新七を尋れども去午の年迄三年見へず今ハ新七代りとして太郎兵衛罪科極りて午霜月廿三日高札に罪の趣き書き記して木津川口に三日さらし同廿五日さらるべきに極りける然る処太郎兵衛が娘いち十六歳次ハまつ十四歳其次長太郎十二歳その次とく八歳其次初五郎六歳如此子供五人ありいづれも父牢舎の時より久しく預けられ世間の事知らず暮しけるに父の噂の聞まほしくおもふ折からさる者ありて来る幾日切らるべき也といふ沙汰を聞ゆへ能々尋問バ父の事なりと廿三日に聞出したり姉いちハ殊さら食をもくはづ終夜ね入りもせずため息して独言をいふに母と三人の子供ハよくねいたり妹のまさはをきし姉さま私もいねられず悲しきといふ姉さあらバもの云んとて耳元へより父の罪を犯

し給ふも我々を養はんため也然らバ今度父の命に代らん事を御奉行所へ願ひ奉らん長太郎ハ養子なり男なればとめ置父母の養ひをさせん初五郎ハ未だ幼けなけれバ残しても詮なし我等に随ハしめんと頓て起出で燈によりて書けるハ親の代りに子ども五人と申ながら長太郎ハ義理ある事に候残り四人を親の代りに命御取被下候ハ難有可奉存候と認入て御奉行所に出んとするに御奉行所へいづ方とも知らねバ長太郎を起して案内させるその夜寒氣つよくありしかども事ともせず行しが程なく夜ハ明けたり長太郎もかくと聞て我をも願ひに入れ給へといふに姉兩人きゝいれずやう／＼御奉行所へ行至りぬ其時御城代太田備中守殿兩町奉行ハ稲垣淡路守殿佐々美濃守殿御勤番なり月番美濃守殿たり御番衆中此者共の願ひを聞き召最早罪科極りたり明日さらるべき者に何の願ひ叶ハぬ事ぞ早々罷立帰れとあら／＼かにいへどもたゞ泣志つみて帰らず此段美濃守殿聞れけれども詮かたなく不便のものゝ願ひ哉物をとらせすかせて帰せよとありければ錢など賜りて帰れとあれバ親の命をこそハ乞奉り候錢など何にかハせんと推かへして人々引立れども足たゝずやう／＼と送り出したまひけり折しも備中守殿も外の公事にて此館へ渡り給ふ美濃守殿のたまふやう今日かゝる哀れる願ひこそ候とありしまゝ物語りしたまひければ委しく聞し召扱々不便の事や併実か偽りかの処を糾し見はやと存じ候まゝ明日罷出候様申て召出して尋問ん也と廿四日備中守殿も美濃守殿館へ入り給ひければ則町の年寄五人の者召つれ召出べしと被仰付故皆々召連れ出候処白洲にハせめとハるべき道具をかざりさらバきらん

づ有さまにて其前にかしこまらせ被仰出にハ汝等が願ひ無益の事也身代りに立んといふも今一度父に逢ん為なるべし願ひの如くなりても先汝等を殺して後に父を免すべきなれば逢ひ見事あるべからずさもあれバ父殺されてあひ見ぬ事もかへる事なしとのたまへバ姉畏りて申やう其事もとく存じ奉り候父の命さへ御免し被下候ハ逢見ぬ事もいさゝか恨み奉らじと申上るさあらバかゝる苦しみかゝる責ありと数々いひ聞かするにたとへいかやうの苦しみなりとも受候べしと少しも滞りなく申上る処また此願ひに母を除きたるハいかにとあれバ我々命失はんと思ひ立つ子共にいかにも死ねと申す母や候べきそれ故知らせ不申参り候といふ偕又長太郎ハいかにとあれバ忪恐私独りの願書有之候とて差出しぬ親子のたね違ひ候へ共其恩をうけたるハ同じ事にて其上母の身代りならば女子なるべし父の身代りにて候へバこの長太郎が命を召とらるべき事に候と進ミ出たりとくハいかにとあれバ色をかへたり初五郎ハかしらをふりぬ是また哀れ也又こそ召出されめとて其日ハ帰されたり明れ^⑧バ廿五日父が切らるべき其前夜町年寄へ下知ありて明日五人のものを召連出べしと被仰付たり則廿五日五人のものを召連出候処に被仰渡けるハ此程彼等が願ひ不便なれば江戶表へ伺ひ申の間父が命さし延られ牢舎へめしかへさるゝ子共ともまづ^⑨難有そんじ奉るべきむねなれば何れも先難有存じ宿へ帰りぬかくて元文四年三月二日また候五人ながら召出され仰渡されけるハ太郎兵衛事死罪つみふかといへども今年大嘗会行へれたる赦として命を御助け大坂北南組天満の三口の地を御かまひ汝等が願

ひにて召赦さるゝにてハなけれども願ひの志不便に思召あげられ御評議もあれバこそ去年より只今迄の程も過ぬ子供にハかまひなし近辺のもの憐み片付くべき道もあらバ何方へも身を寄せさすべし先四年が間父を見ざる也此後めぐり逢ん時もあるべし暇乞さすべしとて引あハするに父ハ子をいだき子ハ父をさゝぐる様にして嬉し泣きになくばかり也其座にあり合たる人上より下に至る迄いづれもなみだを流さぬ者もなかりき見聞の人各袖をぞしぼりける道ある御代の御恵み申すも中々おろかなり^⑩右之趣其町の役人金屋何某の書記したるを乞求めて元文四未年三月廿三日に写し畢ぬ

(①)~(⑩)は山崎が記したものの

(三) 原史料の性格

一読して史料の精粗は明白である。鷗外は〔C〕の『一話一言』に依拠して、『最後の一句』を執筆した。ただし、〔B〕の『窓の須佐美追加』から、一箇所「幼少なる故、願の書もしとけなく」という表現を借用している。

初めに原史料の枠組を問題にしたい。

〔A〕は「孝心の天に通すといへるも偽りならぬ事也」に見られる如く、〈孝心讚美談〉である。〔B〕も「三児の至誠人を動しぬること、誠にまれなるためしにこそ」とある如く、やはり〈孝心讚美談〉である。

〔C〕は、「汝等が願ひにて召赦さるゝにてハなけれども願ひの志不

便に思召あげられ御評議もあれバこそ」に見られる如く、孝心に免じて特に奉行所が憐憫を以てを強調した上で、特別の計らいで「暇乞さすべし」と言つて、父子対面の場を設けた奉行所側の恩情を語つている。それは同時に、その場に居た人々のみならず「見聞の人各袖をぞしぼりける」に見られる如く、奉行所側の恩情を喧伝することにちなつてゐる。これらを踏まえて、記録者役人金屋某は「道ある御代の御恵み申すも中々おろかなり」と奉行所の恩情ある処置を称讃している。

〔C〕は〔A〕〔B〕に見えた「孝」「至誠」の語なく、「願ひの志」という表現になつてゐる。総じて、記録者が役人ということもあつて自らの立場に添う形で、奉行所側の厚き温情が表出され、政道の正しさが強調されてゐる。

次に原史料（『一話一言』所収）に記述されてゐる元文元年（一七三六年）の桂屋太郎兵衛の経済犯罪を、当時の法律の上から検討しておきたい。その目的は、原史料の「新七尋の内牢舎に被仰付妻子をバ町内へ預られ斯て新七を尋れども去午の年迄三年見へず今ハ新七代りとして太郎兵衛罪科極りて」を、新七が逃亡したので、その身代りとして入牢し、新七の逃亡が三年で時効が成立したので、応報主義の刑罰によつて太郎兵衛が新七の身代りとして処刑されるのだと解し、それ故に、無実の罪で囚われている父を救うべく奉行所に抗議をするのだという主旨の論文があるのだ、この際それが誤りであることを実証し、以て原史料の性格を明確にしたい。

正徳元年（一七一一年）五月の「諸国浦高札」^{（注14）}の第三条に次の様

に記されている。

一沖にて荷物はぬる時者、着船之湊におゐて、其所之御代官手代庄屋出合、遂穿鑿、船に相残荷物船具等之分、可出証文事、附、船頭浦々之者と申合、荷物ぬすみ取之、はねたると偽申におゐてハ、後日に聞といふとも、船頭はいふに不及、申合輩ニ至る迄、其罪重かるべき事、

さらに、正徳二年（一七一二年）八月の「浦々添高札」の第一条に於いて、「破船候様にいたし懸ケ、荷物を刳させ、或ハ上乘船頭と申合、不法之儀共有之様に相聞江、不届ニ候、（中略）後日ニ相聞江候共、其ものはいふに及ハす、所之者迄可被行重科、其上其所之御代官地頭まで可為越度事、」（傍点、山崎）とある。^{（注15）}

さらに、正徳元年の「諸国浦高札」第三条の第一項の浦仕舞を厳しく改正した文書が、享保十六年（一七三一年）七月十九日付の「商売荷物廻船逢難風節浦々心得方触書」である。この「触書」によれば、「難風ニ逢、荷物刳捨、其向寄浦方互乗込候時」は、「其浦之役人立合、船中不残荷物引ならし不申、其儘にて捨小口互縄張封印致、問屋又者荷主参候内、番人付置可申候」とあつて、「此度今切より大阪迄も相触候間、此旨心得候」とある。この「触書」は享保十四年（一七二九年）八月に「品川より遠州今切迄」適用することと公示された。それを享保十六年に至つて大阪まで適用範囲を拡大したのである。

桂屋太郎兵衛の事件は、これらの法律条文の適用を受けて裁かれることになる。しかしこの法律条文では、単に重科に処すべきであ

るとしか記されていない。訴訟になれば犯罪の軽重に従い、獄門、死罪、遠島、追放、敲等の諸刑が、「公事方御定書」に具体的に記述されている。

第三十八条

廻船荷物出売出買并船荷物押領いたし候もの御仕

置之事

(二四七二)
寛保二年極

一廻船荷物出売出買いたし候もの

買主売主共

重き過料

但、荷物代金共ニ取上、荷物は問

屋江相渡可申事、

一打荷、或破船と偽、荷物を致押領候もの

船頭 獄門

上乗 同罪

水主 入墨之上

重敲

なお、寛保三年(一七四三年)の判例を見ると、「盗取候船頭と馴合、浦証文差出、配分取候名主」は、「獄門」、「同盜荷物自分土藏江入、預り置配分取候もの」は、「死罪」となっている。

原史料の船頭新七が「残米を潜に売らひ金子にして船をバ水船にして大坂へ帰り」という行為は、正徳元年五月の「諸国浦高札」第三条第一項並びに、享保十六年七月の「触書」違反、そして正徳二年八月の「浦々添高札」第一条により重料。よって「公事方御定書」下巻第三十八条により「獄門」となる。しかし、新七は逃亡したが、当時の「科人欠落尋之事」によると、「永尋可申付候」に該

当する。

太郎兵衛の方は、船頭新七と最初から共謀したわけではないが、(共謀ならば、「公事方御定書」下巻第三十八条の寛保三年の条文に照せば「獄門」となる)、新七から金銭を受け取っていることと、「浦の法にまかせて事濟けり」と事後処理をしたはずだが、米主より訴えられてみれば、浦証文の偽造に当たる。これが第四十条「偽之証文を以金銀貸借いたし候者御仕置之事」(享保十七年)ならば、「死罪」になる。

当時の法律では殺人犯とともに経済犯に対しては厳しいことを考えると、太郎兵衛の罪科は「死罪」に相当する。情状酌量しても「遠島」であろう。原史料が「きらるべきに極りける」は至当である。

なお、注意すべきは、当人のみの処刑に止まらないことである。「御仕置仕形之事」によれば、「獄門」「死罪」「遠島」の項の但書に「田畑家屋敷家財共欠所」とあるので、太郎兵衛が「死罪」となれば、当然「田畑家屋敷家財」は没収となる。

太郎兵衛は共犯者として入牢した故に、妻子は町内預りである。

三年間未決囚として入牢していただけで、新七は永久にお尋ね者である。偶々三年で刑が決定したのである。いつの時代も裁判が長期にわたるとみえて、正徳六年(享保元年(一七一六年))四月の「評定所一座可相心得旨之儀ニ付御書付」の第三条に「さして事むつかしからず候事に五年も十年も事を決せず候ゆへに、牢内にて死し候もの年々に多く」とあって、その弊を戒めている。原史料の

「新七代りとして」は、犯罪事実を照せば新七は逃亡中なので、一旦新七の処刑は延期しておいて、新七の処刑の代りに太郎兵衛の方の処刑を先に執行するという事である。

太郎兵衛ははからずも大嘗会の特赦にあつて、死罪をまぬがれる。小泉浩一郎氏は「出典においては奉行所側は、太郎兵衛死罪特赦の申し渡しにおいて（中略）明らかに太郎兵衛一件をやがて發令されるだろう特赦令に該当せしめるために、故意の時間稼ぎをしたわけで、江戸幕府への伺いもそのための手段であつた」と述べているが、訂正しておきたい。

「赦律取調書付」に「凡ソ赦ヲ執行セルハ、將軍宣下、官位昇進、日光社參、誕生、元服、婚姻、新葬、法事等アルノ時ナリ、之ヲ執行スルニハ、期ニ先チテ、三奉行及遠國奉行火附盜賊改等ニ合シテ各主管ノ刑徒ヲ録セシメ、之ヲ律及先例ニ照シテ赦ト不赦トヲ判断シ、而シテ後之ヲ行フ」（傍点、山崎）とある。桂屋太郎兵衛の処刑の高札の立ったのは元文三年十一月二十三日であり、大嘗会奉行は元文三年十一月十九日である。当時の司法制度によれば、大嘗会の十一月十九日以前に特赦にあたる者のリストは提出されてはならず、特赦を見込んで処刑延期をしたのではない。因に、「赦律」の「御書付類同濟等之享」のうち、「元文三年 赦之者書出候儀ニ付御書付」が、七月付で公布されている。

原史料の「彼等が願ひ不便なれば江戸表へ伺ひ申の間」という日延をしたのかということ、奉行所側は「願ひ不便なれば」を強調するが、本首の所はそうではあるまい。孝道が重んじられ、褒賞の対象

であつた時代に於いて、このまま処刑することで奉行所側の手落ちになることを避けたのである。責任を逃がれ、江戸の指示に委ねたほかにならない。

太郎兵衛は娘の孝の徳によつて、大嘗会の特赦の余光に与り、死罪を免れる。本来「赦律」第三十三条によると、「都而公儀之御法度を背、死罪以上之科ニ可被行もの」は「赦免難成事」という事になる。「大赦律享」によれば、むしろ、桂屋太郎兵衛の場合これによる方がよい。「大赦律」第九条に

例ハ有之候得共難成赦免罪状之事

一死罪可申付処、御赦ニ遠島、追放等申付候もの

是ハ、御免之例有之候得共、一旦御赦ニ死罪を被宥候もの、又

候御赦ニハ相成間敷間、御免之儀ハ不申上事、

朱書

是ハ、今般取調候箇条之内貳拾七ヶ条ニ、評議之上取直相認

申候

とあり、赦免の例が全くないわけではないが、やはり異例の処置であると言えよう。

その結果、太郎兵衛は「大坂北南組天満の三口の地を御かまひ」の刑へと減刑となる。「三口の地を御かまひ」とは、太郎兵衛は大坂三郷の地に住むことを禁ぜられたのである。この刑を「公事方御定書」下巻の第百三条の「御仕置仕形之事」に照らせば、「死罪―遠島―重追放―中追放―軽追放―所払」の内の「軽追放」に相当する。

輕追放 御構場所

寛保二年極

江戸拾里四方追放 京 大坂 東海道筋 日光 日光道中

〔輕追放〕の但書によれば、「但、田畑、家屋敷欠所、家財無構」ということである。つまり、家財を除いて家屋敷、田地田畑没収であるから、原史料が「近辺のもの憐み片付くべき道もあらば何方へも身を寄せさせすべし」とある如く、家族も当然立退かなければならない。

〔輕追放〕になつた父親が赦されるのは、「赦律」の第二条「御仕置輕重ニ付赦免年數之事」によれば、「輕追放、貳拾ヶ年以上赦免可申付事」である。原史料の「先四年が間父を見ざる也此後めぐり逢ん時もあるべし」の「四年が間父を見ざる也」の根拠となる法令を見出しえない。今後の検討に待つ以外ない。今は準拠する法令によつて、最低二十年間は家族一緒に暮すことが出来ないと考えるべきである。

(四) 史料の枠組と小説の枠組

原史料は十節から構成されている。すでに(口)掲げた史料の番号に従つて要約すると、次の様になる。(カッコ内の年月日は、史料上に明記されている。)

① 大坂堀江橋近辺に住む居船頭かつらや太郎兵衛と、その沖船頭新七のこと。(元文三年)

② 新七、太郎兵衛の罪科の全容。(元文元年)

③ 荷主より訴訟、新七逃亡、太郎兵衛入牢、家族町内預り、太

郎兵衛の死罪決定、処刑の高札。(元文三年十一月二十三日)

④ 太郎兵衛の五人の子供達のこと、長女いち(十六歳)父の処刑(十一月二十五日)のことを某より聞出す。

⑤ いち自分等子供に命を引き替へに、父の助命を願う嘆願書を書く。

⑥ 子供等奉行所へ願書を持参、奉行所の対応。

⑦ 奉行所子供等を吟味。(十一月二十四日)

⑧ 奉行所太郎兵衛のことにつき、江戸表へ伺書を提出、その間太郎兵衛の刑の執行を延期。(十一月二十五日)

⑨ 奉行所、太郎兵衛を大嘗祭の特赦により追放に減刑、父子の対面、人々の感動、奉行所側の処置に対する賞讃。(元文四年三月二日)

⑩ 記事書写の由来。(元文四年三月二十三日)

鵬外はこの史料から父の助命のために命を投げ出す町娘の叡智と行為が、大嘗祭の特赦という運命の偶然によつて助命が叶うという所に、小説の基本構図を想定した。何よりも史料の上で鵬外の注意を引いたのは、命を投げ出す者が武士でなく、又、武家の子女でもなく、普通の町娘である点である。すでに、興津弥五右衛門や阿部弥一右衛門らの殉死する武士達を描き、命を投げ出した安寿を『山椒大夫』で描いているが、これらは武士であり、武家の娘である。この小説の眼目は、町娘にある。

鵬外は六章に構成し直す。(カッコ内は小説中に明記された年月

日である。)

(一) 大阪の船乗業桂屋太郎兵衛処刑の高札のこと、母方の祖母が太郎兵衛の妻に知らせたこと、太郎兵衛の家族のこと、父の入牢中の家族の様子、長女いち祖母の話を偶然立聞いたこと。(元文三年十一月二十三日)

(二) 居船頭太郎兵衛、沖船頭新七のこと、二人の罪科の全容。(元文元年秋)

(三) いち子供らの命と引き替えに父の助命の嘆願書を書き上げる、それを奉行所へ持参。

(四) 奉行所側の対応。

(五) 奉行所のいち等に対する吟味。鷗外の批評。

(六) 江戸へ伺中日延(十一月二十五日)、大嘗会の特赦により追放に減刑、父子再会(元文四年三月二日)、大嘗会のこと。(元文三年十一月二十三日)

詳細な検討は後述するが、構成の大枠を史料の関係で考えると次の様になる。

(一) ③④ 元文3・11・23

(二) ①② 元文元・秋

(三) ⑤⑥の前半 元文3・11・23夜半から11・24二番鶏の啼く頃
(午前4時)

(四) ⑥の後半

(五) ⑦ 元文3・11・24末の刻(午後3時)

(六) ⑧⑨の前半 元文3・11・25(処刑当日、延期)

元文4・3・2 (死罪から追放へ減刑通告)
元文3・11・29 (大嘗祭)

総じて鷗外は原史料の枠組を踏えているが、モチーフに添って小説化の意識を随所に働かせている。第一章から考究していく。発端は船乗業桂屋太郎兵衛の処刑を告知する高札から始まる。それ故に、その事を鷗外は冒頭に据える。当然その日時、「元文三年十一月二十三日」を明確に打ち出す。原史料の事実を記述する平板な意識よりは、小説化への方向に鷗外の意識は働いている。当然のことながらこの箇所のみならず、小説全体にわたって事柄の推移のうちに時間は明瞭に刻印されている。

第一章に於いて構想に関わる重要なことは、太郎兵衛入牢後の家族の状況の設定である。原史料は「妻子をバ町内へ預られ」ており、五人の子供らは「世間の事知らず暮し」ている。故に、「父の噂の聞まほしくおもふ折からさる者ありて来る幾日切らるべき也といふ沙汰を聞ゆへ能々尋問バ父の事なりと廿三日に聞出したり」と記述されている。

しかるに鷗外は「太郎兵衛の家族は、南組堀江橋家の家で、もう九二年程、殆ど全く世間との交通を絶つて暮してゐ」たと改変する。その上で、史料にない太郎兵衛の妻の母「平野町のおばあ様」を登場させる。そして「平野町の里方は有福なので、おばあ様のお土産はいつも孫達に満足を与へてゐた」と記す。父については、「遠い遠い所へ往つて帰らぬ」と聞かされているので、この平野町のおばあ様の来訪を喜び歓迎している。ただし、太郎兵衛入牢後はお土産

が「暮し向の用に立つ物を主に持つて来るので」とかく子供らに「失望を起させるやうになつた」と記す。

子供達の日常生活を鷗外は次の様に描写している。

しかしこれから生ひ立つて行く子供の元氣は盛んなもので、只お婆様のお土産が乏しくなつたばかりでなく、おつ母様の不機嫌になつたのにも、程なく馴れて、格別萎れた様子もなく、相変らず小さい争闘と小さい和睦との刻々に交代する、賑やかな生活を続けてゐる。(傍点、山崎以下同じ)

第一章の文末を鷗外は「高札の立つた日には、午過ぎに母が来て、女房に太郎兵衛の運命の極まつたことを話した。(中略)此時長女のいちは、襖の蔭に立つて、お婆様の話を聞いてゐた」と結ぶ。

鷗外のモチーフに従えば、父の助命のために自らの命を投げだす娘いちは、普通の子供でなければならぬ。異能、異才の子ならば当然と見られてしまう可能性がある。平凡な子が身代りを決意し、実行に移そうとする精神の劇こそ小説の命である。この前提に立てば、町人のそれも商家の子としての日常生活を想定することが第一である。

それ故に、遠くへ往つて帰らぬ父親の不在の寂しさも、母の不機嫌さも「程なく馴れて、格別萎れた様子もなく、相変らず小さい争闘と小さい和睦との刻々に交代する、賑やかな」子供達の日常風景が描かれるのである。そして、父の不在が子供達の不安や恐れを生じさせぬ配慮から、原史料の「町内へ預られ」を切り捨てて、「南

組堀江橋際の」自宅にひっそりと生活している状況に置く必然性が生じてくる。

こうなると、閉された桂屋の家族へ世間の風説をもたらす第三者が必要であり、しかも、経済的後見になる人も必要となる。この二つの条件を兼ねる人として「平野町のお婆様」の造型となつたのは言うまでもない。このような手順によって、鷗外は第一章を史料から離れて構想する。

さらに、娘いちの行動を考えれば、しっかり者の母であつてはならない。この対比も重要である。夫の入牢後は「いつも同じやうな悔恨と悲痛との外に、何物をも心に受け入れることの出来なくなつた」母、「不機嫌」な母、「器機的に立ち働いては、同じやうに繰言を言ひ、同じやうに泣いてゐる」母として登場する。このような母と娘との対比は、すでに『護持院原の敵討』(大正2・10)の三右衛門の女房と娘りよとの関係で造型されている。いちと母との関係もこれと類似している。

第二章に入ると、太郎兵衛入牢の原因となつた元文元年の事件の全貌を読者に提示することになる。史料は「元文元年」としか示されていないが、新米の収穫時、台風の時節という所から鷗外は「元文元年の秋」と時間を示す。

史料は船頭新七から「金子を出し渡しければ、太郎兵衛はへ邪なる事とへ思ひながら当然の金子に心ひかれて必々人にもらす事なかれ」と積極的に隠蔽工作をする。鷗外は「当然の金子」を「営業上に大きい損失を見た直後に、現金を目の前に並べられたので」と、

「当然」の内実を人間の弱さとして捉えている。しかも史料の示す太郎兵衛の積極的犯意を否定し、「それまで正直に営業してゐた」が、損失を見た直後だったので「ふと良心の鏡が曇つて、其金を受け取つてしまつた」と、ほんの出来心、魔がさした行為と読み替えている。恐らく悪人と造型したならば、娘が命を投げ出して救うと云う行為のリアリテイを損うと考えたからであらう。

さらに鷗外は史料の曖昧さを明確に書き込んでいく。史料が「米主後に怪しと思ふ事有て津々浦々を尋ねとひ此旨を聞出しければ」と記している箇所を「秋田の米主の方では、難船の知らせを得た後に、残り荷のあつたことやら、それを買った人のあつたことやらを、人伝に聞いて、わざ／＼人を調べに出した。そして新七の手から太郎兵衛に渡つた金高までを探り出してしまつた」と、詳述する。そして、史料が新七逃亡、太郎兵衛入牢を記し、「新七を尋れども去午の年迄三年見へず今ハ新七代りとして太郎兵衛罪科極りて」と、新七の身代りに処刑される様な印象を受けるほど不完全な叙述となっている。

さらに原史料では太郎兵衛が「必々人にもらす事なかれと深くかくし扱人を遣し彼水船をも売払ひ其浦の法にまかせて事済けり」とある如く、詐欺、隠蔽工作に積極的に関与したことを記しながら、訴訟になって逃亡した船頭新七の「代りとして」と曖昧な記述になっている。それに対して、鷗外は太郎兵衛の行為が「ふと良心の鏡が曇つて」というように犯意を薄めているが、新七の「代りとして」という曖昧な表現は避け、「新七は逃走した。そこで太郎兵衛

が入牢してとう／＼死罪に」なるのであると簡潔に記している。鷗外は太郎兵衛が無罪であつて、新七の身代りとなって処刑されるのであるなどとは理解していない。太郎兵衛の罪科は認めているのである。

第三章では、再び現在時に戻る。父の処刑の事を知つた娘いちが中心をなす。まず原史料から検討する。「姉いちハ殊さら食をもくはづ終夜ね入りもせずため息して独言をいふに母と三人の子共ハよくねいたり妹のまさ^{マサ}是をきく姉さま私もいねられず悲しさといふ」と記す。すでに五人の子供達については、「娘いち十六歳次ハまつ十四歳其次長太郎十二歳その次とく八歳其次初五郎六歳」と記されて、鷗外もこれに従っている。

いちが妹まつ^{マツ}の耳元へ「父の罪を犯し給ふも我々を養はんため也然らバ今度父の命に代らん事を御奉行所へ願ひ奉らん」と言う。そして五人の子供のうち長太郎は「養子なり男なればとめ置父母の養ひをさせ」たいので除外し、初五郎は「未だ幼けなければ残しても詮ない」ので一緒に死ぬ仲間に加えることを語る。そして「親の代りに子ども五人と申ながら長太郎ハ義理ある事に候残り四人を親の代りに命御取被下候へど難有可奉存候」と書き上げた。

ここまでを鷗外の小説に於いて検討する。「平野町のおばあ様が来て、恐ろしい話をするのを姉娘のいちが立聞をした晩の事である」という叙述から始まる。

いちが何やら布団の中で独言を言つた。「ああ、さうしよう。きつと出来るわ」と、云つたやうである。まつがそれを聞き附

けた。そして「姉えさん、まだ寝ないの」と云つた。「大きい声をおしでない。わたし好い事を考へたから。」

と言ひ、いちは小声でまづに次にささやいた。

お父つさんはあさつて殺されるのである。自分はそれを殺させぬやうにすることが出来ると思ふ。

と語り出す。つまり「願書」を「お奉行様」に出すのであると言ひ、

しかし只殺さないで置いて下さいと云つたつて、それでは聴かれない。お父つさんを助けて、其代りにわたくし共子供を殺して下さいと云つて頼むのである。それをお奉行様が聴いて下さつて、お父つさんが助かれば、それで好い。子供は本当に皆殺されるやら、わたしが殺されて、小さいものは助かるやら、それはわからない。只お願をする時、長太郎だけは一しよに殺して下さいと書いて置く。あれはお父つさんの本当の子でないから、死ななくても好い。

と語る。

史料が父に対する孝と家の存続の意識が明瞭に出ているのに対し、鶯外は孝や家の意識など微塵も出してない。ただ娘が父の命を救いたいという至純な一念からの発心としている。いわば人間的な情愛である。しかも、いちの思考は合理的、論理的である。さらに「お奉行様が聴いて下さつて、お父つさんが助かれば、それで好い」と達観があり、「子供は本当に皆殺されるやら、わたしが殺されて、小さいものは助かるやら、それはわからない」と、冷静に眺

め、自己の命運に賭ける決意が見られる。ここには奉行所に対する疑念なぞ少しもない。

しかし問題なのは、いちの変貌である。日常的な子供の時間の中に生きて来たいちが、このような叡智をめぐらし、行動しようと思ひ、小さい頭を痛めたたであらう内心の劇こそ、小説の眼目である。平野町のおばあ様の来訪は二十三日の午後である。その午後からその晩、「ああ、さうしよう。きつと出来るわ」と言葉に出すまでの時間が重要なのである。そのいちの心の動きについては鶯外は一切ふれていない。突然の変貌もその経過を一切省筆して一気に高みに達してしまふ。『高瀬舟』（大正5・1）の喜助の悟達の境地の叙述も同様である。ここに鶯外の人間造型のある問題がある。

「願書」を書き上げたいちは奉行所へ出かける。史料は奉行所の場所がわからぬので、長太郎を起し案内させる。長太郎も話を聞き、自分の名を願書に書き入れてほしいと頼むが、いちとまつはそれを認めない、寒気の強い早朝三人の子らは奉行所の門前に立つた。奉行所側の対応は、次の如くである。

①御番衆は「最早罪科極りたり……何の願ひ叶へぬ事を早々罷立帰れ」と荒々しい口調で言つたが、子供らは「たゞ泣志づみて帰ら」ない。

②そこで、御番衆がその事を奉行佐佐美濃守に伝える。美濃守は「不便のものゝ願ひ」とは思つたが、「物をとらせずかせて帰せよ」とありければ、銭など賜りて帰れとあれば親の命をこそハ乞奉り候銭など何にかハせんと推かへして人々引立れども足たゝずやう／＼と

送り出し」たのである。

③城代太田備中守も公事で来ていたので、美濃守は「今日かゝる哀れなる願ひこそ候」と語る。備中守も「不便の事や併実か偽りかの処を糾し」て見たいので、「召出して尋問ん」ということになつた。

鷗外はいちが願書を書き上げ、寝入ってしまったまつを起し支度をした。その時長太郎が気付いて起きたので一緒に家を出た。朝の四時頃であつた。夜廻りの爺いさんに奉行所のある所を聞くと、長太郎が知つた町だつた。史料にない夜廻りの爺さんの親切さは、後の奉行所の門番と対照的である。奉行所の門前に立つた。門は縮つていた。いちが門番所の窓の下に往つて声を掛けたと記している。史料にない「夜廻り」と「門番」を登場させる。奉行所側の対応の①を改変して門番との対応の中に若干生かし、②③は改変して四章へ移すことで、合理化を計っている。

門番といちの会話は次のように叙述されている。

「お奉行様にお願があつてまゐりました」と、いちが丁寧に腰を屈めて云つた。(中略)「なんだ。あしたおしおきになる。それぢやあ、お前は桂屋太郎兵衛の子か。」「はい」といちが答へた。……「怪しからん。子供までが上を恐れんと見える。お奉行様はお前達にお逢はない。帰れ帰れ。」かう云つて、窓を締めてしまつた。まつが姉に言つた。「ねえさん、あんなに叱るから帰りませう。」「いちは云つた。「黙つてお出。叱られたつて帰るのぢやありません。ねえさんのする通りにお出。」

かう云つて、いちが門の前にしゃがんだ。

ここに権威をかさに着た小役人、門番が活写されている。いちが〈待つ〉のである。妹に命令口調になつていゝほど、いちの不退転の決定は堅い。やがて門があくと平然と門内に進み入るその態度が自然なだけ門番は一瞬呆然とするが、「どこへ往くのだ。さつき帰れと云つたぢやないか。／さう仰やいましたが、わたし共はお願を聞いて戴くまでは、どうしても帰らない積りでございます。／ふん。しぶとい奴だな。兎に角そんな所へ往つてはいかん。こつちへ来い。」と応答している所へ話所の与力が顔を出す。

鷗外は「いちが殆どかうなるのを待ち構へてゐたやうに」願書を手力にさし出したと記す。いちの奉行所の門前で待つ間、恐らく考え抜かれた行動であつたらう。いちの不退転の決意とその成就をじっくり待つことで運命を拓いていったのであらう。鷗外の歴史小説に於いて「待つ」という行為は、自己の運命を拓いていく女人達の共通認識である。ここに人間造型の特質の一端が窺える。

第三章後半、第四章、第五章、第六章の奉行側の造型や描写に関しては、原史料に依拠するのはわずかな叙述に過ぎない。しかも、門番、西町奉行佐に焦点を絞っている。実務官僚と庶民に接する下級官僚に焦点をあて、城代をはずしていることは意味のあることである。中間管理職の上役と下役に対する態度、門番に至つては奉行の権威を嵩にきて庶民に接していることが如実に窺い得る。このような造型に与つているのは、鷗外の日常の官吏生活の実感である。

(五) 奉行の目、いちの詞

第四章の西町奉行佐佐の造型は原史料を離れ、鷗外の創作となっている。佐佐は「桂屋太郎兵衛の公事に就いて、前役の申継を受けてから、それを重要事件として気に掛けてゐて、やうやう処刑の手続が済んだのを重荷を御したやうに思つてゐた」のに、与力から命乞の願ひが出たと聞いた直後の心理解剖を試みている。佐佐の心理は

①事件を処理した安堵感

②命乞いという邪魔の入った不快感

③「不束な仮名文字」(「窓の須佐美追加」に「幼少なる故、願ひ書もしとけなく」とあり、これに依拠している)ではあるが、

④条理が善く整っている願書を見ての不審感

⑤大人が教唆した疑念

⑥公儀を恐れぬ狡猾な人間の行為への疑惑

と動いていく。とにかくまだ時間があるので、同僚に相談し、上司の指示を仰ぐこととして子供を帰すことにする。「菓子でも遣つて、賺して」帰せと指示し、どうしても聞かぬなら「引き立てて帰せ」と命じる。ここは騙し賺し、それが効を奏さぬと一転して、嚇しにかかるという為政者の館と答の対処の姿勢が如実に出てゐる。総じて役人の形式主義、冷淡さ、猜疑心、高圧的態度等が見られることは言うまでもない。その前提として、鷗外は史料にない門番を登場させ、奉行の権威を嵩にきていち等に対しての小役人の姿を

点描している。

偶々来合わせた城代と相談し、「午過ぎに東町奉行稲垣をも出席させて、町年寄五人に桂屋太郎兵衛が子供を召し」出すことにし、「情偽があらうか」との懸念から「責道具」を並べさせる。原史料では「実か偽りかの処を糾して見ると記述されているが、同時に佐々は「かゝる哀れなる願ひ」があったと語る。原史料で奉行所側の役人から発せられる「不便のもの」「哀れなる」等の言葉は鷗外は一切捨象する。これは公権力が本質的には一切の情義を含まず、個人を潰していくものであることを鷗外が知り抜いているからである。こうして舞台は白洲の場へと転換していく。奉行所の白洲の審問の場を原史料は次の様に記述している。

願ひの如くになりても先汝等を殺して後に父を免すべきなれば逢ひ見ん事あるべからずさもあれバ父殺されてあひ見ぬ事もかへる事なしとのたまへバ姉畏りて申やう其事もとく存じ奉り候父の命さへ御免し被下候へバ逢見ぬ事もいさゝか恨み奉らじと申上るさあらバかゝる苦しみかゝる責ありと数々いひ聞かするにたとへいかやうの苦しみなりとも受候べしと少しも滞りなく申上る(①②山崎)

これに対して鷗外は②①の順序を替えた上で、独自のいち像を定立させる。それは権力の威嚇に屈しない個の存在を示し、さらに「最後の一句」を強調するためである。西町奉行佐佐がいちに向かつて、

お前の申立には嘘はあるまいな。若し少しでも申した事に間

違があつて、人に教へられたり、相談をしたりしたのなら、今すぐに申せ。隠して申さぬと、そこに並べてある道具で、誠の事を申すまで責めさせるぞ。

と威嚇すると、いち是指された方角を一目見て、「少しもたゆたはずに、へいえ、申した事間違はございません」と言い、その目は「冷かで、其詞は徐かであつた」。運命に殉ずる覚悟が、冷静で静かな口調となつている。佐佐は続けて問う。いちが答える。この場面が重要な箇所である。

「そんなら今一つお前に聞くが、身代りをお聞届けになると、お前達はすぐに殺されるぞよ。父の顔を見ることは出来ぬが、それでも好いか。」

「よろしうございます」と、同じやうな、冷かな調子で答へたが、少し間を置いて、何か心に浮んだらしく、「お上の事には間違はございますまいから」と言ひ足した。(傍点・山崎以下同じ)

この言葉聞いた佐佐の顔は「不意打に逢つたやうな、驚愕の色が見えたが、それはすぐに消えて、険しくなつた目が、いちの面に注がれた。憎悪を帯びた驚異の目とも云はうか。しかし佐佐は何も言はなかつた。」と表現されている。

このいちの最後の言葉、「お上の事には間違はございますまいから」をめぐつて、多くの『最後の一句』論が書かれてきた。小泉浩一郎氏は研究史を踏えた上で、次の様な指摘をしている。

ここで長谷川説を始めとする諸説における、いちのへ最後

の一句をめぐる表現論的もしくは修辭論的考察の欠落と私が指摘した事情は、具体的には、この一句を反語として捉えた説の皆無であることを指している。すなわち、いちのへ最後の一句は、反語という表現法もしくは修辭法を駆使しての秩序(権威)への反抗、反噬であつたのであり、反語が表面の意味と正反対の真意を裏面に寓する修辭法であつて見れば、「お上の事には間違はございますまいから」といういちの言葉は、「たとえお上でも間違いを冒すことは、きつとございますすでしょう」の意となる。これこそは、「お上」に対する鋭い反抗の鋒でなくて何であらう。しかも、いちの言葉は表面的には「お上」に対する絶対的従順を打ち出したものである故に、奉行側といえども、これを咎め立てすることはできない。「しかし佐佐は何も言はなかつた。」という叙述のある所以である。(注18)

小泉氏の諸家の検討から欠落しているが、やや小泉氏に近い見解がすでに示されている。次に示す藤本千鶴子氏の論である。

これはあくまで、作者がキー・ワードとして提示している「身代り」に関して、「何か心に浮んだ」と見るべきである。奉行の佐佐のことばは、「そんなら今一つお前に聞くが、身代りをお聞届けになると、お前達はすぐに殺されるぞよ。父の顔を見ることは出来ぬが、それでも好いか。」というものであつた。佐佐はいちの身代り出願の中に潜む告発的意図に全然気づいていない。今一度父の顔を見るために命乞ひに出た愚か者としか見ていない。だから、子供五人の身代りを、機械的に「お

聞届けにな」って、さっさと「重荷を卸し」たいのだ。いちちはその気に気づいた。「何か心に浮んだ」とはそれである。権力を代行して、甲の代りに乙を、乙の代りに丙丁たち五人をと、機械的に死刑の判決を下し、刑法の威信を考えない奉行に、それがいかに「恐ろしい」「間違」かということをしめなくては、自分たちの犠牲や献身は徒死になってしまう。そこで、

「お上の事には間違はございますまいから」と言い足して、ダメ押しをしたのであろう。／＼(中略)「本来お上の裁判には間違があつてはならないはずであるが、この一連の身代り死刑の判決は、ほんとうに間違いはございますまいな」と念を押したことになる。^(注19)

この小泉、藤本論文の検討にあたって、この後の小説の枠組を押えるために、長くなるが、本文を引用して置く。

白洲を下がる子供等を見送つて、佐佐は太田と稲垣とに向いて、「生先の恐ろしいものでござりますな」と云つた。^{*A}心の中には、哀な孝行娘の影も残らず、人に教唆せられた、おろかな子供の影も残らず、只水のやうに冷かに、刃のやうに鋭い、いちの最後の詞の最後の一句が反響してゐるのである。元文頃の徳川家の役人は、固より「マルチリウム」といふ洋語も知らず、又当時の辞書には献身と云ふ訳語もなかつたので、人間の精神に、老若男女の別なく、罪人太郎兵衛の娘に現れたやうな作用があることを、知らなかつたのは無理もない。しかし献身の中に潜む反抗の鋒はいちと語を交へた佐佐のみではなく、書

院にめた役人一同の胸をも刺した。

^{*B}城代も両奉行もいちを「変な小娘だ」と感じて、その感じには物でも憑いてゐるのではないかと云ふ迷信さへ加はつたので、孝女に対する同情は薄かつたが、当時の行政司法の、原始的な機関が自然に活動して、いちの願意は期せずして貫徹した。桂屋太郎兵衛の刑の執行は、「江戸へ伺中日延」と云ふことになつた。^(*A、B、傍線①、③山崎)

小説は*Aから*Bへ続くのである。すなわち「心の中には」云々から「役人一同の胸をも刺した」までは、書き手の批評である。そもそもこの批評中に「献身の中に潜む反抗」とあるので、直前の奉行といちの対応をそのように読み取つてきたのではないか。この批評文にはやはり問題がある。顯すことで隠してしまつたものの検討は後である。

一体「お上の事には間違はございますまいから」といういちの言葉は反抗だろうか。いちが身代りになつて父の命を救いたいと決心してから、その決意と行動には終始一貫ゆるぎがない。いちが妹まつに「お奉行様が聴いて下さつて、お父つさんが助ければ、それで好い。子供は本当に皆殺されるやら、わたしが殺されて、小さいものは助かるやら、それはわからない。」と語っている。

この地点ではいちにとつて奉行所側の判断がどうなるかわからぬと言うが、それに対する疑念は生じていない。いちが奉行所側の態

度を感じたのは、二十四日の早朝、奉行所の門前に立ってから、「願書を懐へ押し込」まれ、追い返された時までである。菓子などを与え、なだめすかす態度、高圧的威嚇的な態度、形式的で冷淡な態度等に覚悟をしていたとは言え、権力の壁の厚さと狡猾さを感じたはずである。

咄嗟の間にいち①身代りが聞き届けられる。(父が助けられる)②子供達の死。③父の顔を見ることが出来ない。という順序で考えてみる。命を捨てる決意は②③に対して恐怖も不満もない。しかし、いつに②③は①が成就しなければ無意味である。身代りが聞き届けられて父が助けられるという確証が得られない。

それ故に土壇場に於いて、いちの叡智は、ひっとしたら子供達が殺され、父も助命されぬ事があるかも知れないという疑惑が生じ、その危機感が身代りが聞き届けられ、父が確実に助けられることの念押しが「最後の一句」となったと言える。詞は穏やかでも、詞の内実は十分起爆力を持っている。なぜならば、それは子供達を殺した上で、なおも父までも殺してしまうという約束を守らぬ為政者の狡さを、指摘することになったからである。餌を投げて相手を動かす、その上で用済の者を殺すというのは権力者の常套手段である。詞を発したいちには反抗などという意識などない。ただ単純に念を押しただけである。純粹で単純で私心がないだけ、相手をゆさぶったのである。

「上を偽る横着物の所為」ではなからうかと思ひ、「情偽がある」かも知れないと考へ、「責道具」まで用意している奉行側には、智

から発せられた詞は、予想だにできなかった詞であった。それ故に、佐佐の顔は「驚愕」→「險悪」→「憎悪」→「驚異」と変化する。しかし、言葉は発しない。いちの詞に過敏なまでに反応する。いちの詞は権力者側のアレキス腱に触れたのである。

しかも命乞の願いがあつたと聞いた奉行は「先づ切角運ばせた事に邪魔がはい」り、「不機嫌であつた」ゆえに尚更である。へいちの最後の一句は、権力者側の痛い所をついたのである。それ故に奉行の「驚愕」の顔、「憎悪を帯びた驚異の目」は、自分達の腹の内を見透かされたからに他ならない。佐佐は城代の太田と東町奉行稲垣とに向かつて「生先の恐ろしいものでござりますな」と言つたときり沈黙してしまう。いちの詞に冷水を打ち掛けられた結果である。

こう見てくると、小泉論文や藤本論文は、小説五章の最後の鷗外批評文に引きづられ過ぎてはいまいか。さらに言えば、近代的解釈を強く出してはいまいか。私はこの批評文が無い方がよいと考へる。この批評文の挿入が、町娘の命を捨てるという殉教の精神を描くはずであつた最初の構想を変質させてしまった。それ故に小説としてどこかギクシャクしている。何故そうだったのかを考えると、あの引退を表つ破抜かれた新聞記事に原因がある。鷗外の不満が、公権力の内側を性急に暴露してしまつたのである。「献身の中に潜む反抗の鋒」こそ、いちの最後の一句でなく、まさしく鷗外の最後の一句である。

さらに鷗外批評文にある「マルチウム」を、何故「殉教」でなく「献身」と訳したのか。批評文の傍線部に注目したい、①②の叙

述を肯定すれば、当然③を肯定してしまう。自らの命と引き代えに父の助命を願う精神、行動は、「元文頃の役人」はいやというほど知っていたはずである。つまり、ハラインを信じたキリスト教徒達である。

そもそも「Martyrium」(ラテン語)の意味は、①キリスト教の真実を自分の血で証言すること。②殉教。という意味である。「献身」ならば「deditio」である。「Martyrium」(ドイツ語)①殉教②殉難。「献身」は「aufopferung」である。鵬外は「マルチリウム」の本義である「殉教」を意識的に避けたようである。「殉教」の替りに「献身」と代替させることによって鵬外はキリシタン弾圧にふれる必要がなくなった。それ故に傍線②を「献身」と訳すことで①③を肯定納得してしまうのである。なぜキリシタン弾圧を避けたか、言うまでもなく生地津和野は明治初期、キリシタン弾圧の苛烈な土地であった。

鵬外が隠せば隠すほど顕われるの謂で、『最後の一句』に於ける津和野のキリシタン殉教者の影響を最初に指摘したのは大島田人氏である。大島氏は次のように述べている。

「いち」の姿を描いているときの鵬外の心の裡には、どんなに責められても「改心」しようとしなかった津和野のキリシタン殉教者の中に八人も稚い者の魂が含まれていた事実が思い浮かべられていたのではなからうか。(中略)

「元文頃の徳川家の役人」を「明治初年の津和野藩の役人」に、「罪人太郎兵衛の娘」を「浦上四番崩れのキリシタンとその家族達」におきかえると、それはそのまま、津和野藩のキリ

シタン迫害に対する痛烈な批判になるのではないか。そうして、「津和野藩の役人」は「明治新政府の役人」に、「浦上四番崩れのキリシタンとその家族達」は、「明治期の反俗精神」におきかえることもできよう。(注20)

鵬外は生地のキリシタン弾圧については、生涯ふれなかった。それ故に、大島氏の指摘の如く『最後の一句』執筆中、そのことが鵬外の頭の中をよぎらなかつたとは言えない。大島氏の見解は鋭いが、鵬外が「マルチリウム」を「献身」と訳出し、「殉教」の訳語をはずしたことが、また大嘗祭との関わりの指摘がない。

さらに、小泉、藤本論文との相異は次の点である。白洲を下るいち等に、城代も両奉行も「変な小娘だ」、「物でも憑いてゐるのではないか」と感じたという記述を見ても、いちを理解できていないし、ましてや「反抗」とも受け留めていない証左である。十六歳にしては「少し輝く見える、瘦肉の小娘」に、冷静に論理的に、しかも一歩も退かぬ決意で「お上の事には間違はございませんまいから」とだめを押されてみれば、それはかわいげのない生意気な娘に見えるのは当然である。自分達の後暗い所をはっきりと指摘されたと同じことであるからである。鵬外が「孝女に対する同情は薄かつた」と書き込んだ所以であらう。

この後の処理は史料を襲っている。ただ鵬外は「当時の行政司法の、原始的な機関が自然に活動して」と表現しているが、すでに述べた如く、「孝の論理」の絶対性の前に奉行所側が自らの処理責任を放棄し、江戸表へ伺いを立てたのである。

原史料は「汝等が願ひにて召赦さるゝにてへなければども」と奉行所の権威を立て、「願ひの志不便に」思つたので、「御評議もあれバこそ去年より只今迄の程も過ぬ」と、慎重審議の結果であること
を強調し、太郎兵衛の罪は罪であるが、「今年大嘗会行へれたる赦として命を御助け」するのだとお上の慈悲を特に強調している。

鵜外は役人側のもつたいぶつた詞を一切捨象し、事実のみの記述に留める。ここで重要なことは「大嘗会」の日時である。史料には「今年」とのみしかない。しかし、鵜外は日時を明確にする。さらに史料が「今年大嘗会行へれたる赦として命を御助け大坂北南組天満の三口の地を御かまひ」と記してある点を踏まえて、鵜外は法律条文の形式によってまとめる。すなわち、「京都に於いて大嘗会御執行相成候てより日限も不立儀に付、太郎兵衛事、死罪御赦免被仰出、大坂北、南組、天満の三口御構の上追放」というように書き改める。そして、その後が大嘗会についてふれている。

鵜外が「死罪御赦免被仰出」に続けて「三口御構の上追放」まで記述したことに注意しなければならない。すでに「追放刑」についてはふれているので省略するが、近年の「最後の一句」に関する論文の内、いちの行為は桂屋という共同体の回復のため父の奪還を目論んだものであると解し、ここに小説のテーマを見る論がある。当時の法令から見ても、父の命は助けられたが、家屋、土地は没収であるから、とうてい桂屋という共同体など成立しないことを付記しておきたい。

鵜外は「大嘗会」を三浦周行の『大礼十講』の「桜町天皇の元文

三年」から『徳川実紀』の「有徳院殿御実紀」(巻四十八)の十一月の記述に着目したと思われる。そこには、

○廿六日この十九日。京にて大嘗会行はれしをもて。宿考。少老賀し奉る。こは貞享四年よりこのかた五十一年中絶したるを。こたびこなたよりの御沙汰にて。御再興ありしなり。^(注2)

とある。また、山田孝雄『御即位大礼通義』の次の記述をも参看したと思われる。

元文の大
は貞享度のよりは稍備はれるところあり。実に元文三年十一月十九日の事なり。之を元文の大嘗会といふ。

大嘗会と太郎兵衛処刑の高札の立つた日と、いちの願書を奉行所へ持っていた日時の関係を整理しておきたい。

元文元年十一月十九日 大嘗会奉行

十一月二十三日 太郎兵衛処刑の高札

二十四日 いち奉行所へ

二十五日 処刑の日(結果として日延)

しかも元文元年の大嘗祭は五十一年ぶりに復活したのである。時間経過の微妙さ、偶然さの裡に太郎兵衛、いち等の命運はあったのである。この大嘗会に関して、清田文武氏は次のように述べている。

作品の初出本文によると、末文で、大嘗会に関して、「五十一年目に、桜町天皇が奉行し給ふまで、全く中絶してゐたのである。」となつている点である。この頃の天皇は東山・中御門・

桜町と続くわけであるが、鷗外は、作品発表後、中御門帝のときだけ大嘗会が行なわれなかつた事実⁽¹⁾に思いいたり、「全く」の語のそぐわれないことを感じたか、あるいは自己の感情がややあらわに表出されすぎたきらいのあることに気づいたか、またはこれら両方の契機かによつて、淡々と記すべく、のちにこの文字を削除したのに相違ない。したがつて、上の訂正が『大礼通儀』に負うところもあつたとすることができるともかもしれない。^(注22)

いちの捨身の嘆願のみで父の助命は可能であつたらうか。言うまでもなく不可能に近いといえる。太郎兵衛は法令上は大嘗会の特赦に該当しない。それ故に、いちの嘆願がなければ大嘗会の特赦の余慶を蒙ることはなかつたはずである。しかも大嘗会は元文三年十一月に五十一年ぶりに復活したのである。いちの捨身の嘆願と大嘗会挙行とが接近し、特赦を引き出した所に父助命、減刑が可能になつたのである。

小説はいちの捨身という自律的精神が不条理な運命を克服していく物語として構想された。それにしても肝心な所が書かれていない。自律性、自己充足性の基底に筆が及んでいない。「ああ、さうしよう。きつと出来るわ」と決心するまでの心的過程の表現が重要であるのに、それが省筆されている。奉行所の詰所の与力に願書をさし出す契機となつた門番とのやり取りで、「いち⁽²³⁾は殆どかうなるのを待ち構へてゐたやうに」と記すがこもも不分明である。鷗外は「献身の中に潜む反抗」と評言するが、いちと奉行佐佐の対応はそ

うなつていない等様々問題が残る。なによりも小説の途中に批評を挿入する事情があつたにしても、それを書き込んだことで小説の自律性をにぶくしてしまつてゐる。

鷗外は『最後の一句』をいちという普通の町娘が青酸な運命に遭遇し、自ら命を捨てるという殉教の精神を以て、その暗い運命に立ち向かつた。そして叡智と不退転の勇氣が別の運命を呼び込み、自律的精神が運命の恩寵と共鳴し、父の命を救い、自らの暗い命運を切り拓いた物語として書きあげた。作品は大正天皇の即位式、大嘗祭を目前にした時点に成立している。いちの父助命の嘆願が大嘗祭の特赦の余慶に浴したことを併せ考えるならば、天皇制という枠組の内の恩寵ということも言える。結局、鷗外は天皇制の枠組から自由になれなかつた。そのような微妙な意味合いのうちに引退の報が絡み、〈献身に秘む反抗〉という別の要素が作品内部に導入された結果、作品に振れを生じさせることになつた。

鷗外の心情は『ちいさんばあさん』(大4・9)の静謐で淨福な世界と、『最後の一句』(大4・10)のある激しきとの間で揺れる。十一月の即位式、大嘗祭参列後の辞表提出を経て『高瀬舟』(大5・1)の知足の世界に至るまでは、まだ多少の心理的時間経過が必要であつた。

——一九八九・一一・一〇——

△注▽

(1) 三宅雪嶺『同時代史』第四卷(明治四十一年より大正四年迄)
(一九五二年三月二五日第一刷、一九七九年一月二四日第三刷、岩波書店刊行)、五一四頁〜五一五頁。

(2) 注(1)に同じ。ただし、五二〇頁。

(3) 鴨外は大正天皇の即位式、大嘗祭に参列し、その日録を『盛儀私記』と題して、大正四年十一月十二日から二十二日まで「東京日日新聞」「大阪毎日新聞」に掲載した。その『盛儀私記』の大正四年十一月十日の記事に「夜官報号外に贈位の人名を載せたるを見れば、亀井茲監卿、大國隆正あり。卿は殆ど一身に先帝即位の典儀を引き受けし人なれば、理より推せば、固より今回の寵贈に漏るべきならねど、猶心もとなく、前に相識れる、当路の人を訪ひて請ふ所ありき。」(傍点、山崎)とある。

(4) 『国文学 解釈と鑑賞』(近代作家の研究法―その課題と方法)第二十五卷第十二号(秋の臨時増刊号)(昭和三十五年十月五日、至文堂発行)掲載の平岡敏夫『歴史小説と史伝』(森鷗外)の中で初めて紹介された(一〇二、一〇三頁)。のち、第三次岩波版『鴨外全集』第三十八卷「雑纂」に収録。

(5) 日本近代文学会三月份例会(昭和五十二年三月二十六日、於大妻女子大学)にて、須田喜代次氏の口頭発表「森鷗外―『摺原品』試論」の配布資料にて初めて紹介された。

(6) 本来この本は薄紙の表表紙に横書きで、「御即位大嘗祭/大礼通義/山田孝雄/謹述/東京/宝文館蔵版」と右から書かれ、内題が縦書きで「山田孝雄謹述/御即位大礼通義/東京宝文館蔵版」となっている。裏表紙表に直接奥付が印刷されている。

鴨外架蔵本は表表紙、裏表紙が破損し破棄されている。そこで東大大学の図書館側が青黒の表紙を付け、そこに題簽も貼らず直接「大礼通義」と記した。当然ながら奥付がない。「大礼通義」も鴨外の自筆ではない。

(7) 三浦周行の『大礼十講』は、教育学術研究会編輯「初等教育研究雑誌 小学校」の(夏季増刊号)「大正四年度 恩潮教育夏季講習録」(大正四年七月二十日、同文館発行)の七一頁から二三八頁に掲載された。この講習録には九本の論文が掲載され、各々独立して頁が記され、なお通して頁がふられている。

鴨外は三浦周行の『大礼十講』のみを独立させ、自ら表紙を付け、題簽に自筆で『大礼十講 全』と記した。本来印刷されている表紙(鴨外手沢本では内題に相当する)に「森蔵書」の押印があり、本文一頁の右下隅に「鴨外蔵書」の印がある。鴨外手沢本には当然奥付がない。

(8) 『大典歌舞談』は鴨外の命名であつて、雑誌掲載の題名は東儀鉄笛謹話『御大典の歌舞に就て』(大正四年十二月八日三越呉服店内流行会例会に於て)である。鴨外は雑誌「三越」第六卷第二号(大正五年二月一日、三越呉服店発行)掲載の東儀鉄笛の談話のみを独立させ、表紙を付け、題簽に自筆で『大典歌舞談 単』と記した。なお、『最後の一句』執筆には、注6、注7の資料が直接使用されているが、注8は即位式、大嘗祭後であるから直接関係してこない。

(9) 大嘗会と太郎兵衛の運命に注目したのは清田文武氏である。「文芸研究」第七三集(昭和四十八年五月二十五日、日本文芸研究会発行)掲載の『最後の一句』の世界における背景の一問題―作品の末文のもつ意味を中心として―、三五頁。

(10) 明治四十四年の鴨外日記から抜書する。(傍点・山崎以下同じ)二月二十四日

補充条例改正案に同意し難きを以て、辞職すべき趣を、石本次官に断言す。

十月 九日

午より陸軍省にゆき、補充の事を議し、再び上野へ引き返す。

十日

次官以下と補充の事を言ふ。

十二日

軍務局より衛生部人事系統を破らんとする交渉を受け、反対す。

二十一日

軍務局と法制局とにて、補充規則細則中衛生部に不利なる条項を作りて、医務局に交渉せずして決裁を受く。依りて次官に辞職を申し出で置く。

二十三日

次官等の予の留任を勧むるを告ぐ。

二十四日

次官に留任の事を言ふ。

この問題は医務局長鷗外の反対にあつて、一時棚上げになる。しかし、再度明治四十五年七月浮上する。鷗外日記には次のように出ている。

七月 一日

進級令問題に関する意見行はれざることとなりしにより、次官に請罷す。(中略)夜賀古鶴所來話す。矢嶋柳三郎が予の進退の事を告げしによりてなり。

二日

予の進退の事を告げに、賀古椿山莊へ往く。放衙後賀古を訪ひて謝す。

三日

岡次官來局して椿山公と田中少將議一との對話の事を言ふ。椿山公賀古を召して予の進退の事を言ふ。(中略)放衙後再び賀古を訪ひて、椿山公の話を伝へ聞く。

さらに、大正二年又々噴出する。

四月二十八日

局長會議を開き、木越大臣省議を排し、単独に官制を改革する案を首相に提出せんと宣告す。午時賀古鶴所を小川町に訪ひて謀る所

あり。

五月 九日

尾長會議あり。財政整理案を議す。柴勝三郎衛生材料廠の管轄を医務局長の手より奪ふことを發議し、河合操之に和して衛生部の人事系統を廢することを發議す。

十七日

局長會議あり。官制改革のために諸権限を陸軍大臣の手より參謀総長に遷さんとするなり。

* 陸軍省の官制改革の目的は、組織の一元化をはかり、上意下達の徹底化によつて臨戰態勢を確立することであつた。官僚機構の整備と強化という面のみから見れば、鷗外の動きはこれに反するものがある。鷗外は医務局員は能吏でなく、学医であるべきだといふ精神から改革に反対であつた。ここに鷗外の真面目がある。それ故に個と組織との相剋は、切実であつた。

(11) 山田弘倫『軍医森鷗外』(昭和十八年六月二十日、文松堂書店刊行)に「後任局長についての先生の腹案は、余程以前即ち先生が局長に就任の当時から既に抱いて居られたやうである。へ局長の後任が鶴田に極まつて居る」といふことは矢島の言葉によつて私は始めて承知した。二九四頁。

(12) 大正四年十二月五日付の賀古鶴所から鷗外宛書簡の一節に、「岡曰く(中略)森がいふコトを聞かずに引かば其あと八直ちに鶴田にやらずに一寸芳賀を位に置いて」とある。

① 岡、陸軍大臣岡市之助。

② 鶴田、陸軍軍医總監鶴田積次郎。鷗外退職後の陸軍省医務局長。

③ 芳賀、朝鮮總督府陸軍軍医總監芳賀榮次郎。鷗外と不仲であつた。

(13) 東京大学の鷗外文庫には、大田南畝先生纂著大田堅貞同校『一話

一言」集成館蔵版）巻十五、十六、二十七、四十五の四冊が所蔵されている。他の巻は紛失しているが、架蔵本が「集成館蔵版」なので、欠本の巻十は「南葵文庫」所蔵の集成館蔵本で補い、史料として使用する。

なお、鶴外架蔵本について記しておく。巻二十七の表紙裏に、鶴外自筆で「米價九〇附米 市川団十郎二七 馬琴遊大阪三〇」と書かれ、同じく巻四十五では「狂六一七 市川団之助三〇 路考三八 坂田杉曉四二」と記されている。奥付は巻十五のみが「明治十六年五月出版」とあり、巻十六、二十七、四十五には刊記なし。

(14) 司法省蔵版石井良助校訂『徳川禁令考』後集第一（昭和五六年二月二〇日、第四刷、創文社刊行）による。以下本論者中の法令は、『徳川禁令考』後集第二、『徳川禁令考』別巻に依拠した。なお、石井良助編『近世法制史料叢書』第二（昭和十四年十二月廿九日、弘文堂書房刊）内藤駟斐校訂『御定書百ヶ條』（明治二十二年十二月八日、日本文学発行所）も参照した。

(15) 「菱垣廻船が荷打をなし又は破船したる場合には、海難場所の管轄に從て、江戸或は大阪の十組に通知するものとす。然るときは通知を受けたる十組は、当番の兩行事・極印元竝びに荷主惣代を改人として、その浦方へ出張（出役）せしめ、所謂浦改と称し、荷打の場合には前記の如く浦役人が封印せる残荷物を、破船の場合には揚荷物を查收し、浦役人の連署せる浦証文を請取り、其他滿荷の臨時処分、精荷の再輸送、浦遣入用の支払等、一切の跡始末をなさしむるものとす。これを浦仕舞と云ふ。」（中田薫『法制史論集 第三巻上 債権法及雜著』一九四三年六月三〇日初版、一九八五年二月一〇日第三刷、岩波書店刊、二七八頁。引用文中の圈点は原文のまま）

(16) 森鷗外研究会編「森鷗外研究」1（昭和62年5月25日、和泉書院発行）掲載の小泉浩一郎「森鷗外「最後の一句」論——その「最後の一句」をめぐる」、五四頁。

(17) 筑摩版『森鷗外全集』昭和三十七年四月三十日刊行）第三巻の尾形仍氏の注釈によれば、「一話一言」に八町の町年寄五人の者、とあるのによつたもの。ただし、大阪の町年寄は一町一人が原則で、原文は、町年寄および町内五人組の者の意に解すべきである。……訴訟に際し、庶民はかならず町年寄・五人組の同伴を必要とした」と記している。

鶴外は「町年寄五人に」（四章）、「太郎兵衛の女房と五人の子供とを連れて、町年寄五人が来た」（五章）と記述している。鶴外が「町年寄五人」と理解していたか、「町年寄、五人組」と理解していたか判然としない。

なお、「有徳院殿御実紀」巻五十二の元文五年十二月の条に次のような記述があるので示す。

○此月市井に令せらるるは、公事訴訟により奉行の庁に出るとき。家主。五人組さしそひ出べき処。近頃は其事なく。殊に上裁をこふやからの中にて。家主。五人組と偽り出るものあり。いとひがふるまひなり。今より後さるものあらば。査検のうへきびしく咎めらるべければ。いよく家主。五人組につけて。おなじく出べし。さもならんには。何等の願たりとも。上裁あるべからずとなり。

(18) 注16に同じ。ただし、四八頁。

(19) 「近代文学試験論」第二号（昭和五十八年十二月、広島大学近代文学研究会発行）掲載の『最後の一句』の意図——大逆事件との関連、四四頁。

(20) 「鶴外」17号（昭和五十年七月一日、森鷗外記念会発行）掲載の大島田人『MARTYDOM』三三頁。

(21) 「国史大系」第四十五巻『徳川実紀』第八編（昭和四十年十一月三十日、吉川弘文館発行）、八一頁。

(22) 注9に同じ。ただし、この見解はやや、主観に過ぎる。注7に記載した三浦周行の「大札十講」に「大嘗祭に至つては、同じく室町時代の後土御門天皇の文正元年に行はれてから以来といふものは、御

歴代の数では九代、年数では二百二十余年間、全く中絶する事になつたのである。其の後江戸時代に、東山天皇の貞享四年、靈元上皇の御恩召を以て、絶えて久しき大嘗を御再興になつた。その次の中御門天皇の時はまた御挙行なく、その次の桜町天皇の元文三年に至つて、將軍徳川吉宗の奏議を御嘉納に相成り、更に大嘗祭を行はれる事になつて、漸々古式の復興を拝するやうになり、その後は明治天皇に及ぶまで御歴代ともにかはりなく行はせられるやうになつた次第である。(傍点・山崎)と記されている。

傍点部の記述が、どこか頭の中であつて、それに引きづられて鵜外が誤つたのである。

(23) 拙著『Saito 森鷗外』(作家と作品) (昭和60年6月1日、有精堂刊行) 所収の『「高瀬舟」試論』、一七三頁

〔附記〕

鵜外文庫閲覧に際し、東京大学総合図書館のお世話になりました。